

平成23年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

事業名	保護費負担金	担当部局庁	社会・援護局	作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	昭和6年度～	担当課室	保護課	古川夏樹			
会計区分	一般会計	施策名	I－1－2 生活困窮者に対し適切に福祉サービスを提供すること				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	生活保護法(昭和25年法律第144号) 第75条第1項第1号	関係する計 画、通知等	—				
事業の目的 (目指す姿を 簡潔に。3行程 度以内)	日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としている。						
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	利用し得る資産、稼働能力、他法他施策などを活用しても、なお最低限度の生活を維持できない者に対し、必要に応じた生活、住宅、教育、介護、医療、出産、生業、葬祭の各扶助を行う。						
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 業務委託等 ☒ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他						
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度要求	
	予 算 の 状 況	当初予算	1,966,906	2,058,508	2,200,633	2,567,603	2,803,319
		補正予算	41,453	194,002	221,051		
		繰越し等		5,760			
	計	2,008,359	2,258,270	2,421,684	2,567,603	2,803,319	
	執行額	2,008,359	2,251,205	2,421,684			
執行率(%)	100.0%	99.7%	100.0%				
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	20年度	21年度	22年度	目標値 (年度)
	生活保護費負担金については、生活に困窮する者に対し最低限度の生活を保障するための費用であり、被保護人員数などについて目標等を設定することは適切でないため、定量的な成果目標を設けることは困難である。	成果実績	—	—	—	—	—
		達成度	%	—	—	—	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	20年度	21年度	22年度	23年度活動見込
	被保護人員数 ＜平成23年5月(速報値)＞ 2,031,587人	活動実績 (当初見込み)		1,592,620人	1,763,572人	1,952,022人 (速報値) () ()	— () ()
単位当たり コスト	最低生活費の例 134,520円／月(基準)	算出根拠	・高齢者単身世帯(1級地－1) 生活扶助 80,820円 住宅扶助(上限) 53,700円 合計 134,520円				
平成 23 ・ 24 年度 予算 内訳	費目	23年度当初予算	24年度要求	主な増減理由			
	保護費負担金	2,567,603	2,803,319	受給者数等の増に伴う増額			
	計	2,567,603	2,803,319				

事業所管部局による点検			
	評価	項目	特記事項
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業ではないか。	
	－	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ・使途・費目	－	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	
	－	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	－	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	－	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	－	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績・成果実績	－	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	
	－	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	－	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	－	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか	
	－	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	○被保護者の就労・自立支援、貧困の連鎖の防止、医療扶助などの適正化対策のあり方については、現在、「国と地方の協議の場」において協議を行っているところであり、今後、当該協議結果も踏まえて必要な見直しを行う。 ○生活保護の基準のあり方については、社会保障審議会生活保護基準部会において、平成24年後半を目途に結論が得られるよう検証を進めて行くこととしている。		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	本経費は憲法や生活保護法に基づき、国が困窮するすべての国民に対し、必要な保護を行うための給付費であり、引き続き必要な予算規模を維持すべき。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
・必要な予算規模を維持			
補記（過去に事業仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
【平成21年11月 行政刷新会議事業仕分け(第1弾)】 ・医療扶助の不正請求対策（見直し） レセプト点検の外部委託し不正請求等の点検を強化 ・住宅扶助の不正請求対策（見直し）（無料低額宿泊所の）規制等について検討 ・就労能力がある者の支援対策（見直し） 就労支援事業を実施する福祉事務所数の増加			

厚生労働省 2,251,205百万円

※ 平成21年度実績

〔 生活保護制度に関する基本的な政策の企画、立案及び推進 〕



【補助】

A 都道府県・市及び福祉事務所を
設置する町村(885) 2,251,205百万円

(内訳)上位10者

大阪市	200,672百万円
札幌市	79,257百万円
横浜市	76,229百万円
神戸市	54,003百万円
京都市	51,498百万円
名古屋市	48,205百万円
福岡市	45,967百万円
堺市	28,947百万円
足立区	28,256百万円

〔 保護の決定及び実施 〕

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する)(単位:
百万円)

費目・使途 (「資金の流れ」 においてブロックごとに最大の 金額が支出されている者について 記載する。費目と使途の双方 で実情が分かるように記載)	A.大阪市			E.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	扶助費	被保護者に対する扶助の給付	200,672			
	計		200,672	計		0
	B.			F.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
	C.			G.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0
	D.			H.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大阪市	被保護者に対する扶助の給付(以下同じ)	200,672	－	－
2	札幌市		79,257	－	－
3	横浜市		76,229	－	－
4	神戸市		54,003	－	－
5	京都市		51,498	－	－
6	名古屋市		48,205	－	－
7	福岡市		45,967	－	－
8	堺市		28,947	－	－
9	足立区		28,256	－	－
10	北九州市		27,256	－	－